

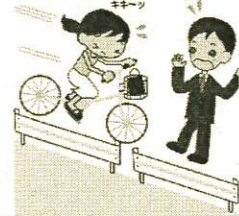
令和3年4月1日から

事業者などにも義務や
努力義務が課されます！

保険

千葉市内で自転車を利用する方は 自転車保険等への加入が義務になります！！

令和3年4月1日より千葉市自転車を活用したまちづくり条例が一部改正され、自転車に関する交通事故による損害を、補償するための保険等（自転車保険等）への加入が義務となります。



自転車貸出業者

貸付自転車を利用させるときは、自転車保険等に加入しなければなりません

事業者

- ・事業活動において、従業員に自転車を利用させるときは、保険に加入しなければなりません
- ・自転車を利用して通勤する従業員に対し、保険の加入の有無を確認するよう努めなければなりません

自転車小売店

- ・自転車購入者に対し、保険の加入の有無を確認するよう努めなければなりません
- ・自転車購入者が保険に加入しているか確認できないときは、保険の加入に関する情報を提供するよう努めなければなりません

事業者が加入する保険等

事業者側で「施設賠償責任保険」など、業務中における事故等を補償する保険に加入する必要があります。

※業務中の事故は、個人で加入している保険等が適用外となります。

個人が加入する保険等

自転車保険等には、個人賠償責任補償やTSマークなどがあります。

自動車保険の特約などで保障されている場合もありますので、まずは加入している保険等を確認しましょう

自転車は車両です。正しい交通ルールやマナーを守って安全に利用しましょう！！

自転車保険等の種類など詳しくはこちら

